

電子契約導入に関する質疑応答

2024年12月23日

No	質問	回答
1	令和7年度からはすべて電子契約となるのでしょうか。	今まで通り書面、今回ご紹介した電子契約、どちらでもご希望する方法で契約できます。 契約方法の選択肢として電子契約をご検討いただければ幸いです。
2	本社発注と事業所発注、どちらも電子契約を導入しますか。	令和7年度より本社と事業所共に電子契約を導入いたします。
3	複数の事業所と契約する場合は各事業所と別々の契約名義人との契約でしょうか。電子契約の場合は契約名義人が同一など変更となりますか。	今般、導入する電子契約は契約書類が「書面」であるか「電子データ」であるかという違いであり、今まで通り各事業所毎の契約名義人となります。 受注者様の各事業所において契約名義人様をそれぞれ定められている場合も同様に個々に契約することができます。
4	令和7年度から電子契約導入開始ですが、これから契約する令和6年度の案件も電子契約となりますか。	電子契約による契約締結に受注者様と弊社が合意であれば、令和6年度分においても電子契約による契約を予定しております。既契約が書面によるものの変更契約等についても同様です。
5	担当者が確認（合意）した時点で契約締結となるのでしょうか。担当者間で契約締結されることを懸念しています。	担当者様から契約権限者様までの承認ルートを設定することができます。「メールアドレス確認表」へ担当者様、上長様、契約権限者様（3名まで）のメールアドレスをご記入いただければ担当者様のみで契約締結とならないように設定できます。
6	「メールアドレス確認表」へ記載した全ての人にメールが届き、各自が合意することになるが、全員合意したことの確認はどうするのでしょうか。	「メールアドレス確認書」へご記入いただいたメールアドレスにより、弊社側で承認ルートをクラウドサイン上で設定します。リレー方式のようなイメージで合意を進めて頂きますが、ご提出頂いた皆様の合意が全て完了した際に関係者の皆様へ"「〇〇」の合意締結が完了しました"といったメールが配信されますので全員の合意完了が確認できます。
7	「メールアドレス確認書」の提出時期はいつになりますか。	「メールアドレス確認書」は契約の案件毎に提出をご依頼させていただきます。弊社より以下の時期に送付いたしますので、必要事項ご記入後に返送をお願いいたします。 ご記入いただいたメールアドレスへ契約書類が送付されますので、契約書類をご確認、合意いただければ契約締結の流れとなります。 ①入札案件：落札者様決定（契約合意）後に落札者様へ送付 ②随意契約：見積依頼書と同時に送付
8	システムでWindowsなど推奨環境はありますか。	PCで受信する場合はWindows:8.1以降・ブラウザは最新版をお願いいたします。クラウドサインホームページのヘルプセンターに詳細な説明がありますのでURLを記載いたします。 ■ <a href="https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2570393--">https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2570393--</a>